

プラスチック資源循環戦略小委員会の設置について

1. 設置の趣旨

第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）において、

- 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。
- 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。

こととされた。

また、平成31年6月に我が国で開催予定のG20に向けて、海洋プラスチック問題の解決のため、世界のプラスチック対策をリードしていくことが重要である。

このため、中央環境審議会循環型社会部会の下にプラスチック資源循環戦略小委員会を置き、必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）を踏まえ、かつ、「海洋プラスチック憲章」に掲げられた事項や数値目標も含め、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略の在り方について検討を行う。

3. 検討スケジュール

平成30年度中に結論を得るべく検討を進める。

4. 運営方針

学識経験者、産業界、地方公共団体、市民団体関係者等から委員を構成する。また、オブザーバーとして、関係省庁の参加を得る。

プラスチック資源循環を巡る主な論点について

循環型社会形成推進基本計画に基づき、3Rの徹底等による**循環型社会の構築、持続可能な社会**に向けた枯渇性資源から再生可能資源への転換、資源循環を通じた**世界全体の海洋プラスチック問題解決**への貢献が重要

【1. リデュース・リユース】

- 我が国は一人当たり容器包装排出量が多く、また、使い捨てプラスチックの容器包装や製品の代替・回避等を通じた大幅削減が国際的に求められている中、環境負荷の低減に資するプラスチックの使用削減をどのように進めるべきか。

【2. 回収・リサイクル】

- アジア大の禁輸措置のトレンドや未利用プラスチックが相当程度あること等を踏まえ、使用済プラスチックの徹底的かつ効果的・効率的な回収・リサイクルをどのように進めるべきか。

【3. 再生材・再生可能資源の利用】

- リサイクルで得られた再生材や再生可能資源であるバイオマスプラスチック等について、需要拡大、実用性向上や化石資源由来のプラスチックからの置き換えなどの利用促進をどのように図るべきか。

【4. 海洋プラスチック対策】

- 我が国の陸域から年間数万トンのプラスチック廃棄物が海洋流出しているとの推計を踏まえ、プラスチック廃棄物の海洋流出防止や海岸漂着物等の海洋プラスチック対策をどのように進めるべきか。

【5. 国際展開】

- 資源・廃棄物制約はグローバルな問題であり、プラスチックの海洋流出が途上国を含む世界全体の課題であることを踏まえ、世界のプラスチック対策をリードしていくため、我が国として国際協力をはじめ、どのように国際展開を図るべきか。

【6. 海洋プラスチック憲章】

- 海洋プラスチック憲章に掲げられた期限付き数値目標や各種取組事項について、どのように評価し、踏まえるべきか。

【7. 効果】

- こうしたチャレンジを通じて、環境負荷低減はもとより、技術やライフスタイルのイノベーション、資源循環関連産業の振興、雇用創出等のプラスの効果をいかに発揮できるか。